

公 表 第 10 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、久留米市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年4月24日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

平成20年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況
 公共事業等入札制度及び契約事務の運用状況について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
129	市民文化部	資産税課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (10)久留米市固定資産評価業務委託 委託費の妥当性 設計書の中の間接費については、直接費の25%と決められている。機械経費や材料費についても人件費の一定割合で計算されておりその合理性が見当たらない。改善の余地あり。	固定資産評価業務委託に係る設計金額については、国土交通省等が提示している設計業務委託等技術者単価を基に直接経費を算定しておりました。しかしながら、間接経費については定められた基準がありませんので、国や県の提示している測量経費諸経費率を参考にしつつ、当該委託業務が、コンピューター処理に関する業務が占める割合が大きいこと等を考慮して、平成25年度契約分から過去の実績や予算等を鑑み直接経費に占める割合を検討し、適宜算定しております。また、機械経費や材料費については、人件費の一定割合に基づくだけでなく、作業を行う機械の使用頻度や材料の実費相当額等を考慮したうえで、設計金額を算定しております。
159	田主丸総合支所	環境建設課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (18)一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務委託 契約参加通知書自体を1者に限定しているため、入札手続が機能していない、広く競争入札にすべきである。	一般廃棄物(燃やせるごみ)の収集委託業務については、平成25年度中に、平成26年度から平成30年度までの業務委託に係る一般競争入札を実施し、落札業者と業務委託契約を締結しました。